

# 岩手県がん登録情報利用等審議会

日時：令和7年8月6日（水）18時30分～

場所：県庁 12階特別会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 委員紹介

4 会長選出

5 議 事

(1) 【議案第1号】

がん登録等の推進に関する法律第18条に基づく都道府県がん情報の利用について

(2) 【議案第2号】

がん登録等の推進に関する法律第21条第8項に基づく都道府県がん情報の利用について

(3) その他

6 その他

7 閉 会

### 配布資料

資料1 議案書

資料2 がん登録等の推進に関する法律第18条に基づく都道府県がん情報の利用について（岩手県）

資料3 がん登録等の推進に関する法律第21条第8項に基づく都道府県がん情報の利用について（いわて東北メディカル・バンク）

資料4 関連法規等資料

岩手県がん登録情報利用等審議会出席者名簿

【審議会委員】 五十音順

氏名	所属職名	備考
板持 広明	岩手医科大学医学部臨床腫瘍学講座 教授	新任
小野田 敏行	岩手大学保健管理センター センター長	新任
高橋 耕	高橋法律事務所 弁護士	再任
滝川 佐波子	一般社団法人岩手県医師会 常任理事	再任
武内 健一	公益財団法人岩手県予防医学協会 専務理事	再任

【事務局】

氏名	所属職名	備考
千葉 智貴	岩手保健福祉部健康国保課総括課長	
阿部 功博	岩手保健福祉部健康国保課健康予防担当課長	
橋口 浩二	岩手保健福祉部健康国保課医務主幹	

## 議案第 1 号

がん登録等の推進に関する法律第18条に基づく都道府県がん情報の利用について、決議を求める。

1 利用者  
岩手県

2 内容

都道府県がん情報の利用に当たっては、利用の目的及び必要性、利用者や情報の範囲等について妥当性があり、個人情報を含むがん登録情報の適正な管理措置が必要である。

当該利用は、関係法令等に照らし妥当であり、適切な管理措置等を有していること。

がん登録等の推進に関する法律（抜粋）

第十七条

厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。

ただし、当該利用又は提供によって、その情報により識別をすることができるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。）

二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

## 議案第2号

がん登録等の推進に関する法律第21条第8項に基づく都道府県がん情報の利用について、決議を求める。

### 1 利用者

岩手医科大学 いわて東北メディカル・メガバンク機構

### 2 内容

都道府県がん情報の利用に当たっては、利用の目的及び必要性、利用者や情報の範囲等について妥当性があり、個人情報を含むがん登録情報の適正な管理措置が必要である。

当該利用は、関係法令等に照らし妥当であり、適切な管理措置等を有していること。

がん登録等の推進に関する法律（抜粋）

第二十一条

8 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を相当程度有すること。

三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報を取り扱うに当たって、がんの罹患等の秘密の漏えいの防止その他の当該都道府県がん情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

四 当該提供の求めを受けた都道府県がん情報に係るがん罹患した者が生存している場合にあっては、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がん罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ていること。